



編集・印刷 獨立行政法人國立印刷局

期色二十五年三月二十日 日刊(行政機關の休日休刊) 郵便三極郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

目次

〔府 令〕

○公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七二)

〔府 令・省 令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

〔省 令〕

○検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)

○薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一二)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一三)

○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同一四)

○水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六五)

○持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

○農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)

〔規 則〕

○人事院規則一一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(人事院一一八一八)

〔告 示〕

○災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一三二)

○本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)

○除籍が滅失した件(同三四二)

○除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)

○原戸籍が滅失した件(同三四五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に從つて行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に從つて行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇五)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十五年の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)

○平成十五年の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)

○平成十五年の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)

○未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(国税庁四)

○雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二三九)

○化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)

○特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同二四一)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同二四二)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件(同二四三)

○農業災害補償法第十三条第一項の組合等が行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件等の一部を改正する件(農林水産九六一)

○国有林野事業特別会計法施行令第六條の二第三項の規定に基づき農林水産大臣の指定する施設の一部を改正する件(同九六一)

○食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件を廃止する件(食糧庁一)

○食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の開覧所を定めた件を廃止する件(同一二)

○商品取引所法第十条第三項の開設期限が経過したので同法第四百四十七條の二第二号の規定に基づき及び同法第二十条第一項の規定に基づき大阪商品取引所の定款変更の認可を行った件(経済産業二四四)

○工業標準化法第二十一条の二第一項の指定検査機関の名称等の一部を改正する件(同二四五)

○平成十四年経済産業省告示第三百五十九号の一部を改正する件(同二四六)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づきファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許庁三)

○高速自動車国道に関する件(国土交通九九一)

○平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)



国産DNA検査用食品及び添加物の安全性審査の手続きを経た生物及び物

品名又は品目	名	種	号
じゃがいも	ニエーリー・グー・ジャガイモSEM15-02系統	日本センサント株式会社	
てんさい	ラウンズアップ・レディー・ランカイH7-1系統	日本センサント株式会社	
とうもろこし	舞鶴国産虫抵抗性トウモロコシMON383系統とラウンズアップ・レディー・トウモロコシMON603系統を掛け合わせた品種	日本センサント株式会社	
とうもろこし	ラウンズアップ・レディー・トウモロコシGA21系統とMON810を掛け合わせた品種	日本センサント株式会社	
とうもろこし	ラウンズアップ・レディー・トウモロコシNK603系統とMON810を掛け合わせた品種	日本センサント株式会社	
とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種	株式会社農研機構	
わた	ラウンズアップ・レディー・ワタ1445系統とインファード・ワタ531系統を掛け合わせた品種	日本センサント株式会社	
わた	舞鶴国産虫抵抗性ワタ15985系統とラウンズアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種	日本センサント株式会社	
キモシロ	カイマックス	株式会社野澤園	
ラバーゼ	NOVOZYM677	ノボザイムシステム株式会社	

農林水産省告示第九百六十一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の規定に基づき、昭和三十三年四月三十日農林省告示第九百七号(農業災害補償法第十三条第一項の組合等が行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件)等の一部を次のように改正し、平成十五年七月一日から施行する。

平成十五年六月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

第一 次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

昭和三十二年四月三十日農林省告示第九百七号

一 昭和三十二年四月三十日農林省告示第九百七号  
 二 農作物共済基準取扱い設置定率則(昭和三十三年四月十八日農林省告示第四百五号)  
 三 昭和四十八年十一月十七日農林省告示第二千七百七十三号(農業災害補償法第十二条第二項の組合等が行う果樹共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う果樹共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)  
 四 昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号(農業災害補償法第十二条第二項の組合等が行う畑作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う畑作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定める件)

昭和三十二年四月三十日農林省告示第九百七号

五 収穫共済の標準取扱い量及び樹体共済の共済額の設定に関する準則(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十一号)

六 特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準

生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十二号)  
 七 特定畑作物共済の共済目的の種類に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則(平成六年八月二十三日農林水産省告示第九百九十三号)  
 八 特定農作物共済の共済目的の種類に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則(平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号)

七 畑作物共済基準取扱い量及び基準収穫量設定

準則(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十号)の一部を次のように改正する。  
 第八項中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所又は一を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

農林水産省告示第九百六十二号

農林水産省特別会計法施行令(昭和二十二年政令第九十三号)第六條の二第三項の規定に基づき、平成十年十月十九日農林水産省告示第六百五十号(国有林野事業特別会計法施行令第六條の二第三項の規定に基づき農林水産大臣の指定する施設)の一部を次のように改正する。  
 平成十五年六月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

第四号を次のように改める。  
 第四号の次に次の二号を加える。  
 五 庄内森林管理署  
 六 下越森林管理署村上支署  
 〇食糧庁告示第一号  
 平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号(食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。  
 平成十五年六月三十日  
 食糧庁長官 石原 義

〇食糧庁告示第二号

平成十三年三月十六日食糧庁告示第二号(食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び譲渡の閲覧所を定めた件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。  
 平成十五年六月三十日  
 食糧庁長官 石原 義

〇経済産業省告示第二四四十四号

大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十條第三項の開設期限が経過したので、同法第四十七條の二第二号の規定に基づき、及び同法第二十七條第一項の規定に基づき、大阪商品取引所の定款変更の認可を行ったので、同法第四十七條の二第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成十五年六月三十日  
 経済産業大臣 平沼 赳夫

〇経済産業省告示第二四四十五号

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第六十八條第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五條の二第三項において準用する第二十一條の二第一項(同法第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の指定検査機関の名称等(平成十年通商産業省告示第四百七十九号)の一部を次のように改正する。  
 平成十五年六月三十日  
 経済産業大臣 平沼 赳夫

別表財団法人日本塗料検査協会の項中「屋棟用塗料防水材」を「建築用塗料防水材」に、「インキ」を「顔料」に、「大韓民国、台湾、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾」に、「平成十年六月十九日」を「平成十五年六月十九日」に改める。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

〔告 示〕

○組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(同一〇三)

< 抜粋 >

○厚生労働省告示第百三十三号  
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品(添加物等の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第百七十号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年五月厚生省告示第百二十三号)第三条第二項の規定により公表する。  
平成十五年五月六日  
厚生労働大臣 坂口 力

品 種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニユーリーフ・ジャガイモRBM-T15-101系統	日本モンサント株式会社
じゃがいも	ニユーリーフ・ジャガイモSEM-T15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レディー・チンサイン77系統	日本モンサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。

明色十五年三月二十日 日刊(行政機関の休日休刊) 週三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷 獨立行政法人國立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○公正取引委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七)

### 〔府令・省令〕

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

### 〔省 令〕

- 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一二)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一三)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同一一四)
- 水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六五)
- 持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

○農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)

○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)

### 〔規 則〕

○人事院規則一一一八(職員の設定)の一部を改正する人事院規則 (人事院一一八一八)

### 〔告 示〕

- 災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一一三)
- 本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
- 公証人法第七条ノ二第二項の規定による指定の件(法務三四一)
- 除籍が滅失した件(同三四二)
- 除籍の一部が滅失した件(同三四三、三四四)
- 原戸籍が滅失した件(同三四五)
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇五)

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従って行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇五)

### 〔関税〕

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)

### 〔酒類〕

○平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示(同四九六)

○未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(国税庁四)

### 〔労働〕

○雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二二九)

○化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)

### 〔食品〕

○特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続の一部を改正する件(同二四一)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続の一部を改正する件(同二四二)

○組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を繰た生物及び物の公表を行う件(同二四三)

### 〔農林〕

○平成十四年経済産業省告示第三百五十号の一部を改正する件(同二四六)

○工業所有権に関する手続の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許庁三)

○高速自動車国道に関する件(国土交通九九)

○平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)



種族DNA検査用食品及び添加物の安全性審査の手続きを定めた作物及び物

品種又は品目	名	種	産地
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモSEM715-03系統	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
とうもろこし	ラウソドブツ・レヂャー・チンサイH7-1系統	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
とうもろこし	輝輝田舎虫抵抗性トウモロコシMOON83系統とラウソドブツ・レヂャー・チンサイ・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
とうもろこし	ラウソドブツ・レヂャー・トウモロコシGA1系統とMON810を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
とうもろこし	ラウソドブツ・レヂャー・トウモロコシNK603系統とMON810を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
とうもろこし	T25とMON810を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
わた	ラウソドブツ・レヂャー・ワタ1445系統とインガード・ワタ631系統を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
わた	輝輝田舎虫抵抗性ワタIS985系統とラウソドブツ・レヂャー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種	日本中ノサンノホ株式会社	日本中ノサンノホ株式会社
サトウキビ	カインツクス	株式会社新藤	株式会社新藤
サトウキビ	NOVOZYM677	ノボザイムズジャパン株式会社	ノボザイムズジャパン株式会社

農林水産省告示第九百六十一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の規定に基づき、昭和三十三年四月三十日農林省告示第三百七号(農業災害補償法第十三条第一項の組合等が行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件)等の一部を次のように改正し、平成十五年七月一日から施行する。

平成十五年六月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

第一次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

六 特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準

生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則(昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十二号)  
七 特定農作物共済の共済目的の種類に係る基準(平成六年八月二十三日農林水産省告示第千九百九十三号)  
八 特定農作物共済の共済目的の種類に係る基準(平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号)

第一 畑作物共済基準収穫量及び基準収穫量設定準則(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十五号)の一部を次のように改正する。  
第八項中「地方農政局統計情報事務所、地方農政局統計情報部、北海道統計情報事務所又は「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」に改める。

農林水産省告示第九百六十二号

国有林野事業特別会計法施行令(昭和二十二年政令第百九十三号)第六條の二第三項の規定に基づき、平成十年十月十九日農林水産省告示第六百五十五号(国有林野事業特別会計法施行令第六條の二第三項の規定に基づく農林水産大臣の指定する施設)の一部を次のように改正する。  
平成十五年六月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

第四号を次のように改める。  
第四号の次に次の二号を加える。

五 庄内森林管理署

六 下越森林管理署村上支署

○食糧庁告示第一号

平成十三年三月十六日食糧庁告示第一号(食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。  
平成十五年六月三十日

食糧庁長官 石原 英

○食糧庁告示第二号

平成十三年三月十六日食糧庁告示第二号(食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件)は、平成十五年六月三十日限り、廃止する。  
平成十五年六月三十日

食糧庁長官 石原 英

○経済産業省告示第二四四十四号

大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引所法(昭和二十五年法律第百二十九号)第十條第三項の開設期限が経過したので、同法第百四十七條の二第二号の規定に基づき、及び同法第百四十七條第一項の規定に基づき、大阪商品取引所の定款変更の認可を行ったので、同法第百四十七條の二第四号の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成十五年六月三十日

経済産業大臣 平沼 赳夫

一 商品市場を開設する者

大阪商品取引所

二 商品市場を開設する地

大阪府大阪市

三 上場商品

ゴム(RSS3号、TSR20)

四 公示することとなった事由

大阪商品取引所のゴム市場について、商品取引所法第十條第三項の開設期限が経過したため、及び同法第二十條第一項の規定に基づき、同市場の開設期限を除く旨の定款変更の認可を行ったため。

○経済産業省告示第二四四十五号

工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第六十八條第一号の規定に基づき、工業標準化法第二十五條の二第三項において準用する第二十一條の二第一項(同法第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の指定検査機関の名称等(平成十年通商産業省告示第四百七十九号)の一部を次のように改正する。  
平成十五年六月三十日

経済産業大臣 平沼 赳夫

別表附団法人日本塗料検査協会の項中「屋根用塗料防水材」を「建築用途防水材」に、「インキ」を「顔料」に、「大韓民国、台湾、インドネシア共和国、マレーシア、シンガポール共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、台湾」に、「平成十年六月十九日」を「平成十五年六月十九日」に改める。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔告示〕

○組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(同一〇三)

### <抜粋>

○厚生労働省告示第百三十三号  
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品(添加物等の規格基準(昭和三十四年十二月厚生省告示第百七十号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年五月厚生省告示第百二十三号)第三条第二項の規定により公表する。  
平成十五年五月六日  
厚生労働大臣 坂口 力

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品 種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモRBM-T15-101系統	日本モンサント株式会社
じゃがいも	ニューリーフ・ジャガイモSSBM-T15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レヂナー・ラウンドアップ777系統	日本モンサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。



平成15年5月16日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生バイオテクノロジー部会報告資料より

## 報告書

品種：てんさい（商品名：「ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統」）

性質：除草剤（グリホサート）耐性

申請者：日本モンサント株式会社

開発者：Monsanto Company（米国）、KWS Saat AG（ドイツ）

日本モンサント株式会社から申請されたてんさい（商品名：「ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統」、以下「H7-1 系統」という。）について、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」（以下「審査基準」という。）に適合した安全性評価がなされているか否かについて検討し、以下のような結果を得た。

### I 申請された食品の概要

H7-1 系統には、除草剤「グリホサート（商品名：ラウンドアップ、一般名：N-ホスホノメチルグリシン、農林水産省：農薬登録番号 14360 号、米国 Chemical Abstract Service(CAS) 登録番号：1071-83-6、38641-94-0）」の影響を受けずに生育できる性質が付与されている。

グリホサートは、植物や微生物に特有の芳香族アミノ酸合成経路（シキミ酸経路）中の酵素の一つである 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素（以下「EPSPS」という。）と特異的に結合し、その活性を阻害する。その結果、ほとんどの植物は生育に必要なアミノ酸を合成できずに枯死する。しかし、H7-1 系統は、グリホサート存在下でも機能する CP4EPSPS 蛋白質を発現する遺伝子（以下「CP4EPSPS 遺伝子」という。）を導入したので、グリホサートが散布されても枯死せずに生育することができる。

### II 審査結果

#### 1 生産物の既存のものとの同等性に関する事項

審査基準の第 2 章第 1 の各項に規定される資料（1. 遺伝的素材に関する資料、2. 広範囲な人の安全な食経験に関する資料、3. 食品の構成成分等に関する資料、4. 既存種と新品種との使用方法の相違に関する資料）から判断した結果、当該食品と既存のものが全体として食品としての同等性を失っていない

いと客観的に判断し、当該 H7-1 系統の食品としての安全性を評価するために、既存の食品を比較対象として用いる方法が適用できると判断した。そこで、既存のてんさいとの比較において、審査基準の第 2 章第 2 以下の各事項に掲げられた審査基準に沿って審査を行った。

#### 1) 遺伝的素材に関する事項

H7-1 系統の宿主は、てんさい *Beta vulgaris* L. の栽培品種 3S0057 である。挿入される CP4EPSPS 遺伝子は、土壤中に存在する微生物類の一つである *Agrobacterium* sp. CP4 株の CP4EPSPS 遺伝子をもとに合成したものである。

#### 2) 広範囲なヒトの安全な食経験に関する事項

てんさいは、工芸作物としてその根部が砂糖やテンサイ糖蜜に加工され、食品として利用されている。CP4EPSPS 遺伝子の供与体である *Agrobacterium* sp. CP4 株はヒトの直接の食物源ではないが、これまでもヒトは CP4EPSPS 遺伝子がコードする CP4EPSPS 蛋白質と同様の機能を持つ EPSPS 蛋白質類を摂取してきている。

#### 3) 食品の構成成分等に関する事項

H7-1 系統は、主要構成成分（粗灰分、粗繊維、粗蛋白、可溶性炭水化物、並びに粗脂肪）や栄養素、サポニンに関し、既存のてんさいと同じ程度であった。

#### 4) 既存種と新品種との使用方法の相違に関する事項

H7-1 系統の食品としての使用法は既存のてんさいと同等である。なお、既存のてんさいとの栽培方法の相違は、グリホサートの影響を受けずに生育することから、栽培期間中にグリホサートが使用できる点のみである。

### 2 組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項

H7-1 系統には、グリホサート存在下でも機能する CP4 EPSPS 蛋白質を発現する遺伝子が導入されているので、栽培期間中にグリホサートを使用できる。この点以外、その栽培方法、利用目的、利用方法は従来のもてんさいと変わらない。

### 3 宿主に関する事項

てんさい (*Beta vulgaris* L.) は、その根部が砂糖の原料として幅広く利用されており、ヒトにおいて広範囲に安全な食経験がある。一般的に、てんさい及びその加工品（砂糖、糖蜜、繊維）のアレルギーはないとされる。てんさいはサポニンを生産することが知られているが、サポニンは多くの作物（マメ、ジャガイモ、チャ、アスパラガス、ブラックベリーなど）にも含まれ、またてんさいの加工品である砂糖には含まれないので、ヒトの健康に影響を及ぼすことはない。

#### 4 ベクターに関する事項

H7-1 系統の作出には、*Agrobacterium tumefaciens* 両境界型植物形質転換ベクターである PV-BVGT08 が用いられた。発現ベクターPV-BVGT08 は、左境界配列と右境界配列との間に *CP4EPSPS* 遺伝子発現カセット (*P-FMV/CTP2-CP4EPSPS/E9 3'*) のみを含み、他に *ori-V*、*ori-322* 及び *aad* 遺伝子を含むが、H7-1 系統には導入されていない。発現ベクターPV-BVGT08 のサイズは 8,590bp である。

PV-BVGT08 の構成遺伝子は、その特性が明らかとなっており、既知の有害塩基配列を含まない。また、伝達を可能とする配列を含まないので、伝達性はない。

#### 5 挿入遺伝子及びその遺伝子産物に関する事項

##### 1) 供与体に関する事項

H7-1 系統に導入された *CP4EPSPS* 遺伝子は、土壤中に存在する微生物の一つである *Agrobacterium sp.*CP4 株から単離した遺伝子配列に、植物中での発現を高めるための改変を加えたものである。また、*CTP2* (葉緑体輸送ペプチド配列の N 末端領域) は、シロイヌナズナ (*Arabidopsis thaliana*) に由来する。

##### 2) 遺伝子の挿入方法に関する事項

発現ベクターPV-BVGT08 の T-DNA 領域のテンサイ細胞への導入には、*Agrobacterium tumefaciens* を用いる形質転換法 (アグロバクテリウム法) が用いられている。

##### 3) 構造に関する事項

H7-1 系統には、1 コピーの *CP4EPSPS* 遺伝子発現カセット (*P-FMV/CTP2/CP4EPSPS/E9 3'*) が導入されている。既知の有害塩基配列は含まれていない。また、プラスミド PV-BVGT08 の外骨格領域は導入されていない。

##### 4) 性質に関する事項

*CP4EPSPS* 遺伝子は、グリホサート存在下でも阻害を受けずに機能する *CP4EPSPS* 蛋白質を発現することにより、導入された植物はグリホサートの影響を受けずに生育することができる。

*CTP2* は、*CP4EPSPS* 遺伝子の 5' 末端に結合し、翻訳された *CP4EPSPS* 蛋白質を芳香族アミノ酸生合成の場である葉緑体へ輸送されるのを容易にし、植物体中での発現度を高める働きを持つ。

##### 5) 純度に関する事項

遺伝子導入に用いた発現ベクターPV-BVGT08 の各構成要素は、塩基配列が全て決定されており、その特性も明らかになっている。

また、宿主に導入された遺伝子は、それらの特性が明らかとなった遺伝子のみである。

#### 6) 安定性に関する事項

H7-1 系統の F1 雑種系統及び自殖系統において、*CP4EPSPS* 遺伝子の発現を指標とした分離比調査を行った結果、基本的には、実測値と期待値との間に統計的に有意な差は見られなかった。また、自殖世代の R0~R3 の 4 世代について、*CP4EPSPS* 遺伝子領域をプローブとしてサザンブロット分析を行った結果、挿入遺伝子の安定性が確認された。

#### 7) コピー数に関する事項

H7-1 系統のゲノムには、1 コピーの *CP4EPSPS* 遺伝子発現カセットが、1 カ所に挿入されている。

#### 8) 発現部位、発現時期、発現量に関する事項

ヨーロッパにて 6 ヶ所の圃場から採取した H7-1 系統の組織について、ELISA 法を用いて分析を行った結果、*CP4EPSPS* 蛋白質の平均発現量は、生組織重量 1 g あたり根部で 181 $\mu$ g であった。ちなみに、精製砂糖中の検出可能な蛋白質は多くても約 1 ppm であると報告されている。

#### 9) 抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する事項

H7-1 系統には、抗生物質耐性マーカー遺伝子は挿入されていない。

#### 10) オープンリーディングフレームの有無並びにその転写及び発現の可能性に関する事項

外来のオープンリーディングフレームは、*CP4EPSPS* 蛋白質の発現に係るもののみである。

### 6 組換え体に関する事項

#### 1) 組換え DNA 操作により新たに獲得された性質に関する事項

H7-1 系統に導入された性質は、*CP4EPSPS* 蛋白質の発現により、グリホサートの影響を受けずに生育できる点のみである。

#### 2) 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項

##### a 供与体の生物の食経験に関する事項

*CP4EPSPS* 遺伝子の供与体である *Agrobacterium* sp. CP4 株はヒトの直接の食物源ではないが、これまでもヒトは *CP4EPSPS* 遺伝子がコードする *CP4EPSPS* 蛋白質と同様の機能を持つ *EPSPS* 蛋白質類を摂取してきている。

##### b 遺伝子産物がアレルゲンとして知られているか否かに関する事項

EPSPS 蛋白質が、アレルギー誘発性を有するという事は報告されていない。

c 遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性に関する事項

ア 人工胃液・人工腸液に対する感受性

多くの既知アレルギーは、ペプシン及びトリプシン消化に対して安定であることをふまえ、CP4 EPSPS 蛋白質を人工胃液及び人工腸液に反応させ、ウェスタンブロット分析した結果、人工胃液中で CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性は、15 秒後に完全に消失することが確認された。また、人工腸液中で CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性は、10 分後に大半が消失し、100 分後に完全に消失することが確認された。

イ 加熱処理に対する感受性

CP4 EPSPS 蛋白質を産生するラウンドアップ・レディー・大豆を用いた加熱試験では、一般的な加熱条件により CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性及び酵素活性が 99% 以上失われることが ELISA 分析により確認されている。また、ラウンドアップ・レディー・テンサイ 77 系統を用いた加熱試験でも、てんさい根から砂糖を精製する過程で通常用いられる処理条件（約 200℃、25 分間加熱）で、CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性は、大幅に減少することが示されている。

d 遺伝子産物の摂取量を有意に変えるか否かに関する事項

H7-1 系統の根部における CP4 EPSPS 蛋白質の平均発現量は、生組織重量 1 g あたり 181µg であるが、てんさいから粗製糖を精製する過程で高温及び高 pH を伴うため蛋白質は極端に減少し、精製糖中の検出可能な蛋白質は 1ppm 以下であると報告されていることから、ヒトの摂取量はほとんど無視できるレベルと考えられる。

e 遺伝子産物と既知の食物アレルギーとの構造相同性に関する事項

CP4 EPSPS 蛋白質について、既知のアレルギーとの構造相同性を検索するため、567 のアレルギーとの配列の比較をデータベースより抽出して解析した結果、CP4 EPSPS 蛋白質と 8 個以上隣接したアミノ酸配列が一致するような配列はなく、CP4 EPSPS 蛋白質と既知アレルギーとの間に相同性は認められなかった。

f 遺伝子産物が一日蛋白質摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項

ヒトが摂取する H7-1 系統由来の加工品は砂糖及びテンサイ糖蜜であり、精製砂糖（テンサイ糖）中の検出可能な蛋白質は約 1ppm 以下である。また砂糖類の日本人の一日一人あたりの平均摂取量は 9.7g であるので、この砂糖を全てテンサイ糖に置き換え、更にこの砂糖中の蛋白質を全て CP4 EPSPS 蛋白質に置き換えても、日本人の一日一人あたりの平均蛋白質摂取量 80.5g（国民栄養の現状、1999）に対する割合は 0.000012%と極めて少ない。

3) 遺伝子産物の毒性に関する事項

毒素配列データベースを用いて検索を行った結果、CP4EPSPS 蛋白質と既知の毒性蛋白質との間に相同性は認められなかった。

また、マウスを用いて CP4EPSPS 蛋白質の強制経口投与試験を行った結果、最大投与量 572mg/kg まで投与しても有害な影響は認められなかった。この投与量は、日本人（体重 50kg）が砂糖類から摂取する CP4EPSPS 蛋白質の一日最大予想摂取量 9.7 $\mu$ g の約 295 万倍に相当する。

4) 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する事項

EPSPS 蛋白質はホスホエノールピルビン酸（PEP）及びシキミ酸-3-リン酸（S3P）と特異的に反応する。PEP と S3P 以外に EPSPS 蛋白質と反応することが知られているのは S3P 類似体であるシキミ酸のみである。EPSPS 蛋白質とシキミ酸の反応性は、EPSPS 蛋白質と S3P の反応性のおよそ 200 万分の 1 にすぎない。したがって、シキミ酸が植物体内で EPSPS 蛋白質と反応することはない。

5) 宿主との差異に関する事項

H7-1 系統の根部を用いて、主要構成成分（粗蛋白、粗繊維、粗灰分、粗脂肪及び可溶性炭水化物）や栄養成分（糖度、カリウム、ナトリウム、転化糖及びアミノ窒素）、サポニン等に関し、既存のてんさいとの間で比較したところ、意味のある差異はなかった。

6) 外界における生存及び増殖能力に関する事項

H7-1 系統の圃場試験はヨーロッパで行われているが、生存・増殖能力に関し非組換え品種と同等であった。

7) 組換え体の生存・増殖能力の制限に関する事項

H7-1 系統の生存・増殖能力は既存のてんさいと同等であることから、制限要因についても同等であると考えられた。

8) 組換え体の不活化法に関する事項

H7-1 系統は、物理的防除（耕耘）や化学的防除（感受性を示す除草剤の散布）など、てんさいを枯死させる従来の方法によって不活化される。

9) 諸外国における認可、食用等に関する事項

米国 FDA への食品としての申請は、2003 年 4 月 17 日に行われており、現在審査中である。また、カナダへの食品としての申請も、2003 年 4 月 23 日に行われている。

10) 作出、育種及び栽培方法に関する事項

H7-1 系統と既存のてんさいとの栽培方法の相違は、生育期の雑草防除にグリホサートが使用できるか否かの点のみであり、他の点では同等である。

#### 11) 種子の製法及び管理方法に関する事項

H7-1 系統の種子の製法及び管理方法については、既存のてんさいと同様であり、各種分析に用いた世代の種子は、16～22℃、相対湿度 50%以下、暗所条件下で保存されている。

#### III 基準適合性に関する結論

以上のことから、日本モンサント株式会社から申請されたラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統については、申請に際して提出された資料を審査基準に基づき審査した結果、人の健康を損なうおそれがあると認められないと判断される。

平成15年1月10日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生バイオテクノロジー部会報告資料より

## 報告書

品種 : てんさい (商品名:「ラウンドアップ・レディー・テンサイ 77 系統」)

性質 : 除草剤 (グリホサート) 耐性

申請者 : 日本モンサント株式会社

開発者 : Monsanto Company (米国), Novartis Seed Ltd.(スイス)

日本モンサント株式会社から申請されたてんさい (商品名:「ラウンドアップ・レディー・テンサイ 77 系統」 (以下「77 系統」という。)) について、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」 (以下「審査基準」という。) に適合した安全性評価がなされているか否かについて検討し、以下のよ  
うな結果を得た。

### I 申請された食品の概要

77 系統は、除草剤「グリホサート (商品名:ラウンドアップ、一般名:N-ホスホノメチルグリシン、農林水産省:農薬登録番号 14360 号、米国 Chemical Abstract Service(CAS) 登録番号:1071-83-6、38641-94-0) の影響を受けずに生育できる性質が付与されている。

グリホサートは、植物や微生物に特有の芳香族アミノ酸合成経路 (シキミ酸経路) 中の酵素の一つである 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素 (以下「EPSPS 蛋白質」という。) と特異的に結合し、EPSPS 蛋白質の活性を阻害する。その結果、ほとんどの植物は生育に必要なアミノ酸を合成できずに枯死する。しかし、77 系統は、グリホサート存在下でも機能する CP4 EPSPS 蛋白質を発現する遺伝子 (以下「CP4 EPSPS 遺伝子」という。) を導入したので、グリホサートが散布されても枯死せずに生育することができる。

### II 審査結果

#### 1 生産物の既存のものとの同等性に関する事項

7 審査基準の第2章第1の各項に規定される資料 (1. 遺伝的素材に関する資料 2. 広範囲な人の安全な食経験に関する資料 3. 食品の構成成分等に関する資料及び4. 既存種と新品種との使用方法の相違に関する資料) から判断した結果、当該食品と既存のものが全体として食品としての同等性を失っていないと客観的に判断し、当該 77 系統の食品と



しての安全性を評価するために、既存の食品を比較対象として用いる方法が適用できると判断した。そこで、既存の食品との比較において、審査基準の第2章第2以下の各事項に掲げられた審査基準に沿って審査を行った。

#### 1) 遺伝的素材に関する事項

77系統の宿主は、てんさい *Beta vulgaris* L. の栽培品種 A1012 系統である。77 系統には CP4 EPSPS 遺伝子、組み換え体を選抜する際にマーカーとして用いた *uidA* 遺伝子、グリホサートを代謝する能力を付与するグリホサート酸化還元酵素 *gox* 遺伝子の断片、並びに各遺伝子の発現に必要な遺伝子群が導入された。CP4 EPSPS 遺伝子は土壌微生物の *Agrobacterium* sp. CP4 株、*uidA* 遺伝子は *E. coli*、*gox* 遺伝子は *Ochrobactrum anthropi* にそれぞれ由来する。

#### 2) 広範囲なヒトの安全な食経験に関する事項

てんさいは、工芸作物としてその根部が砂糖やテンサイ糖蜜に加工され、食品として利用されている。CP4 EPSPS 遺伝子の供与体である *Agrobacterium* sp. CP4 株はヒトの直接の食物源ではないが、これまでもヒトは CP4 EPSPS 遺伝子がコードする CP4 EPSPS 蛋白質と同様の機能を持つ EPSPS 蛋白質類を摂取してきている。

#### 3) 食品の構成成分等に関する資料

77 系統は、主要構成成分（粗灰分、粗繊維、粗蛋白、可溶性炭水化物、並びに粗脂肪）や栄養素、有害生理活性物質（サポニン）に関し、既存のてんさいと同じ程度であった。

#### 4) 既存種と新品種の使用方法の相違に関する資料

77 系統の食品としての使用方法は既存のてんさいと同等である。なお、既存のてんさいとの栽培上の相違は、グリホサートの影響を受けずに生育することから、栽培期間中にグリホサートが使用できる点のみである。

### 2 組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項

77 系統には、グリホサート存在下でも機能する CP4 EPSPS 蛋白質を発現する遺伝子が導入されているので、栽培期間中にグリホサートが使用できる。この点以外、その栽培方法、利用目的、利用方法は従来のもので変わらぬ。

### 3 宿主に関する事項

てんさい (*Beta vulgaris* L.) は、その根部が砂糖の原料として幅広く利用されており、ヒトにおいて広範囲に安全な食経験がある。一般的に、てんさい及びその加工品（砂糖、糖蜜、繊維）のアレルギーはないとされる。てんさいは有害生理活性物質（サポニン）を生産することが知られているが、有害生理活性物質（サポニン）は多くの作物（マメ、ジャガイモ、アスパラガス、ブラックベリーなど）にも含まれ、またてんさいの加工品である砂糖には含まれないので、ヒトの健康に影響を及ぼすことはない。

#### 4 ベクターに関する事項

77 系統の作出には、*Agrobacterium tumefaciens* 両境界型植物形質転換ベクターである PV-BVGT03 が用いられた。発現ベクター PV-BVGT03 は、その左境界配列と右境界配列との間に *CP4 EPSPS* 遺伝子発現カセット (P-FMV/CTP2-*CP4 EPSPS*/E93')、*uidA* 遺伝子発現カセット (P-35S/*uidA*/E93') 及び *gox* 遺伝子発現カセット (P-FMV/CTP1-*gox*/NOS3')、*nptII* 遺伝子カセット (P-35S/*nptII*/NOS3') を含む。他に *ori-V*, *ori-322*, *aad* 及び *nptII* 遺伝子を含むが、77 系統には導入されていない。発現ベクター PV-BVGT03 のサイズは 15,757bp である。

PV-BVGT03 の構成遺伝子は、その特性が明らかとなっており、既知の有害塩基配列を含まない。また、伝達を可能とする配列を含まないので、伝達性はない。

#### 5 挿入遺伝子及びその遺伝子産物に関する事項

##### 1) 供与体に関する事項

##### (1) *CP4 EPSPS* 遺伝子について

77 系統に導入された *CP4 EPSPS* 遺伝子は、土壌中に存在する微生物の一つである *Agrobacterium* sp. CP4 株から単離した遺伝子配列に、植物中での発現を高めるための改変を加えたものである。

##### (2) *uidA* 遺伝子について

*uidA* 遺伝子は *E. coli* 由来であり、GUS 蛋白質をコードしている。

##### (3) *gox* 遺伝子について

*gox* 遺伝子は *Ochrobactrum anthropi* に由来する。

##### (4) CTP1、CTP2（葉緑体輸送ペプチド配列の N 末端領域）について

CTP1 及び CTP2 は、共に *Arabidopsis thaliana* に由来する。

##### 2) 遺伝子の挿入方法に関する事項

発現ベクターPV-BVGT03のT-DNA領域のテンサイ細胞への導入には、アグロバクテリウム法が用いられている。

### 3) 構造に関する事項

77 系統には、*CP4 EPSPS* 遺伝子発現カセット (P-FMV/*CTP2-CP4 EPSPS*/E9 3')、*uidA* 遺伝子発現カセット (P-35S/*uidA*/E9 3') 及び *gox* 遺伝子発現カセット (P-FMV/*CTP1-gox*/NOS3') が導入されている。既知の有害塩基配列は含まれていない。

### 4) 性質に関する事項

#### (1) *CP4 EPSPS* 遺伝子について

*CP4 EPSPS* 遺伝子は、グリホサート存在下でも阻害を受けずに機能する *CP4 EPSPS* 蛋白質を発現することにより、導入された植物はグリホサートの影響を受けずに生育することができる。

#### (2) *uidA* 遺伝子について

*uidA* 遺伝子がコードする  $\beta$ -グルクロニダーゼ ( *$\beta$ -glucuronidase*, GUS) は、グルクロン酸と種々のアグリコンとの縮合体である  $\beta$ -グルクロニドを加水分解する酵素である。組織化学的検定には、5-ブロモ-4-クロロ-3-インドリル- $\beta$ -グルクロニドを基質として用い、この基質が GUS により加水分解され青色を呈することから、*uidA* 遺伝子は、植物形質転換の過程で可視定量マーカーとして使用される。

#### (3) 切断型 *gox* 遺伝子について

*gox* 遺伝子がコードする GOX 蛋白質は、グリホサートを分解する。しかし、77 系統に導入されている *gox* 遺伝子は完全長ではなく、切断型 *gox* 遺伝子配列となっている。

#### (4) *CTP1*、*CTP2* について

*CP4 EPSPS* 遺伝子及び *gox* 遺伝子の 5'末端に結合した *CTP* は、翻訳された蛋白質が芳香族アミノ酸生合成の場である葉緑体へ輸送されるのに必要なアミノ酸配列である。

### 5) 純度に関する事項

遺伝子導入に用いた発現ベクターPV-BVGT03の各構成要素は、塩基配列が全て決定されており、その特性も明らかになっている。

また、宿主に導入された遺伝子は、それらの特性が明らかとなった遺伝子のみである。

### 6) 安定性に関する事項

本組換え体の後代（3世代）について *CP4 EPSPS* 遺伝子領域をプローブとして、サザンブロット分析を行い、R0 世代での結果と比較したところ、挿入遺伝子が育種の過程で安定して遺伝していることが確認された。

#### 7) コピー数に関する事項

77 系統のゲノムには、発現ベクター PV-BVGT03 に由来する 1 コピーの T-DNA 領域（*CP4 EPSPS* 遺伝子カセット、*uidA* 遺伝子カセット、切断型 *gox* 遺伝子カセットをそれぞれ 1 コピーずつ含む）が、1 カ所に挿入されている。

また、挿入遺伝子の近傍の塩基配列も全て明らかとなっている。

#### 8) 発現部位、発現時期、発現量に関する事項

1996 年にヨーロッパの圃場から採取した 77 系統の組織について、ELISA 法を用いて分析を行った結果、*CP4 EPSPS* 蛋白質の平均発現量は、生組織重量 1 g あたり根部で 63 $\mu$ g、地上部（葉）では 190 $\mu$ g であり、*GUS* 蛋白質の発現量は、生組織重量 1 g あたり根部で 0.5 $\mu$ g、地上部（葉）では 3.4 $\mu$ g であった。ちなみに、精製砂糖中の検出可能な蛋白質は多くても 1ppm であると報告されている。

#### 9) 抗生物質耐性マーカー遺伝子の安全性に関する事項

77 系統には、抗生物質耐性マーカー遺伝子は挿入されていない。

#### 10) オープンリーディングフレームの有無とその転写及び発現の可能性に関する事項

外来のオープンリーディングフレームは、*CP4 EPSPS* 蛋白質及び *GUS* 蛋白質の発現に係るもののみである。なお、切断型 *gox* 遺伝子とテンサイゲノム DNA が融合し、これにより mRNA が転写されていることがノーザンブロット分析により確認されているが、77 系統の組織中からは切断型 *gox* 遺伝子-テンサイゲノム融合遺伝子から生じる蛋白質（「34550 蛋白質」という）はウエスタンブロットで検出限界（0.05ng/g 生組織重量）以下であった。

### 6 組換え体に関する事項

#### 1) 組換え DNA 操作により新たに獲得された性質に関する事項

77 系統に新たに導入された性質は、*CP4 EPSPS* 蛋白質の発現により、グリホサートの影響を受けずに生育できる点のみである。

#### 2) 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項

a 供与体の生物の食経験に関する事項

- (1) *CP4 EPSPS* 遺伝子の供与体である *Agrobacterium* sp.CP4 株はヒトの直接の食物源ではないが、これまでもヒトは *CP4 EPSPS* 遺伝子がコードする CP4 EPSPS 蛋白質と同様の機能を持つ EPSPS 蛋白質類を摂取してきている。
- (2) *uidA* 遺伝子の供与体である *E.coli* は、ヒトの腸管内に存在する常在性細菌である。

b 遺伝子産物がアレルゲンとして知られているか否かに関する事項

EPSPS 蛋白質及び GUS 蛋白質が、アレルギー誘発性を有するという事は報告されていない。

c 遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性に関する事項

ア 人工胃液・人工腸液に対する感受性

- (1) 多くの既知アレルゲンは、ペプシン及びトリプシン消化に対して安定であることをふまえて、CP4 EPSPS 蛋白質を人工胃液及び人工腸液に反応させ、ウェスタンブロット分析した結果、人工胃液中で CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性は、15 秒後に完全に消失する。また、人工腸液中で CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性は、10 分後に大半が消失し、100 分後に完全に消失することが確認された。
- (2) GUS 蛋白質を人工胃液及び人工腸液に反応させ、ウェスタンブロット分析した結果、人工胃液中で GUS 蛋白質の免疫反応性は、15 秒後に完全に消失する。また、人工腸液中で GUS 蛋白質の免疫反応性は、2 時間後に約 90% が消失することが確認された。
- (3) 念のため切断型 *gox* 遺伝子-テンサイゲノム融合遺伝子から発現する可能性のある 34550 蛋白質 (*E.coli* で産生させたもの) を人工胃液及び人工腸液に反応させ、ウェスタンブロット分析した結果、人工胃液中で 34550 蛋白質の免疫反応性は、15 秒後に完全に消失し、人工腸液中では 60 秒後に完全に消失することが確認された。

イ 加熱処理に対する感受性

てんさい根から砂糖を精製する過程で通常用いられる処理条件 (約 200℃、25 分間加熱) で、CP4 EPSPS 蛋白質、GUS 蛋白質、34550 蛋白質の免疫反応性は、大幅に減少することが示されている。また、CP4 EPSPS 蛋白質を産生するラウンドアップ・レディー・大豆を用いた加熱試験では、一般的な加熱条件により CP4 EPSPS 蛋白質の免疫反応性及び酵素活性が 99% 以上失われることが ELISA 分析により確認されている。

#### d 遺伝子産物の摂取量を有意に変えるか否かに関する事項

てんさいの根部における CP4 EPSPS 蛋白質の発現量は生組織重量 1 g あたり 63 $\mu$ g、GUS 蛋白質の発現量は生組織重量 1 g あたり 0.5 $\mu$ g、34550 蛋白質の発現量は検出限界値 (0.05 $\mu$ g/g 生組織重量) 以下である。てんさいから粗製糖を精製する過程で高温及び高 pH を伴うため蛋白質は極端に減少し、精製糖中の検出可能な蛋白質は多くても 1ppm 以下であると報告されていることから、日本人の一日一人あたりの砂糖類の摂取量が 9.7g (国民栄養の現状、2000) であることを踏まえると、砂糖中の蛋白質を全て CP4 EPSPS 蛋白質又は GUS 蛋白質に置き換えて計算すると、一日一人当たりの CP4 EPSPS 蛋白質又は GUS 蛋白質の予想摂取量はいずれも 9.7 $\mu$ g となる。

#### e 遺伝子産物と既知の食物アレルゲンとの構造相同性に関する事項

CP4 EPSPS 蛋白質、GUS 蛋白質、34550 蛋白質について、既知のアレルゲンとの構造相同性を検索するため、アレルゲン及びグリアジンをキーワードとして抽出した蛋白質との配列の比較をデータベースを用いて解析した結果、これらの蛋白質と 8 個以上隣接したアミノ酸配列が一致するような配列はなく、既知アレルゲンとの間に相同性は認められなかった。

#### f 遺伝子産物が一日蛋白摂取量の有意な量を占めるか否かに関する事項

日本人の一日一人あたりの蛋白質の平均摂取量 79.2g (国民栄養の現状、2000) に基づいて計算すると、CP4 EPSPS 蛋白質及び GUS 蛋白質の一日平均予想摂取量の一日蛋白摂取量に対する割合は、いずれも 0.000012% と極めて少ない。

### 3) 遺伝子産物の毒性に関する事項

毒素配列データベースを用いて検索を行った結果、CP4 EPSPS 蛋白質、GUS 蛋白質、34550 蛋白質と既知の毒性蛋白質との間に相同性はそれぞれ認められなかった。

また、マウスを用いた CP4 EPSPS 蛋白質、GUS 蛋白質、34550 蛋白質の急性強制経口投与試験を行った結果、最大投与量はそれぞれ 572mg/kg、69mg/kg、25mg/kg まで投与しても有害な影響は認められなかった。この投与量は、日本人 (体重 50kg) が砂糖類から摂取する当該蛋白質の一日最大予想摂取量 9.7 $\mu$ g の約 295 万倍、約 36 万倍、約 13 万倍に相当する。

### 4) 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する事項

(1) EPSPS 蛋白質はホスホエノールピルビン酸 (PEP) 及びシキミ酸-3-リン酸 (S3P) と特異的に反応する。PEP と S3P 以外に EPSPS 蛋白質と反応することが知られているの

は S3P 類似体であるシキミ酸のみである。EPSPS 蛋白質とシキミ酸の反応性は、EPSPS 蛋白質と S3P の反応性のおよそ 200 万分の 1 にすぎない。したがって、シキミ酸が植物体内で EPSPS 蛋白質と反応することはない。

(2) GUS 蛋白質については、植物中におけるグルクロニド合成経路は主要な代謝経路ではないこと等から、GUS 蛋白質の発現が植物の代謝経路に及ぼさないといわれている。

#### 5) 宿主との差異に関する事項

77 系統の根部及び地上部を用いて、主要構成成分（粗蛋白、粗繊維、粗灰分、粗脂肪及び可溶性炭水化物）や栄養成分（糖度、カリウム、ナトリウム及びアミノ窒素）、有害生理活性物質（サポニン）に関し、既存のてんさいとの間で比較したところ、意味のある差異はなかった。

#### 6) 外界における生存及び増殖能力に関する事項

1995 年以来、77 系統の圃場試験はヨーロッパ及び米国で延べ 60 カ所以上で行われているが、生存・増殖能力に関し非組換え品種と同等であった。

#### 7) 組換え体の生存・増殖能力の制限に関する事項

77 系統の生存・増殖能力は既存のてんさいと同等であることから、制限要因についても同等であると考えられた。

#### 8) 組換え体の不活化法に関する事項

77 系統は、物理的防除（耕耘）や化学的防除（感受性を示す除草剤の散布）など、てんさいを枯死させる従来の方法によって不活化される。

#### 9) 諸外国における認可、食用等に関する事項

77 系統は、1998 年に米国食品医薬品局（FDA）及び環境保護庁（EPA）により、食用及び飼料としての安全性評価が終了し、販売認可が得られている。また、栽培については、米国農務省（USDA）において 1999 年に認可されている。

#### 10) 作出、育種及び栽培方法に関する事項

77 系統と既存のてんさいとの栽培方法の相違は、生育期の雑草防除にグリホサートが使用できるか否かの点のみであり、他の点では同等である。

#### 11) 種子の製法及び管理方法に関する事項

77 系統の種子の製法及び管理方法については、既存のてんさいと同様であり、各種分析に用いた世代の種子は、16~22回、相対湿度 50%以下、暗所条件下で保存されている。

#### III 基準適合性に関する結論

以上のことから、日本モンサント株式会社から申請されたラウンドアップ・レディー・テンサイ 77 系統については、申請に際して提出された資料を審査基準に基づき審査した結果、人の健康を損なうおそれがあると認められないと判断される。